

静岡県立大学開学記念行事実行委員会規程

平成19年4月1日 規程第50号

改正 平成24年4月1日

改正 平成26年4月1日

改正 平成28年4月1日

(設置)

第1条 静岡県立大学に、開学記念行事を実施するため、静岡県立大学開学記念行事実行委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、実施する。

- (1) 開学記念行事の企画、立案に関すること。
- (2) 開学記念行事の運営に関すること。
- (3) その他開学記念行事に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 学部ごとに、教授、准教授、専任講師、助教又は助手のうちから1人
- (3) 研究科及び研究院ごとに、教授、准教授、専任講師、助教又は助手のうちから1人
- (4) 広報・企画室長、学生室長
- (5) 附属図書館職員のうちから1人
- (6) 剣祭実行委員会、新入生歓迎委員会、AVL委員会、クラブ・サークル連合及びIFCからそれぞれ1人
- (7) 事務局広報・企画室職員のうちから2人
- (8) その他委員長が指名する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学生部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局広報・企画室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。